

○国土交通省告示第四百七十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百二十八条の六第三項第一号イ及びニ並びに第二号イからニまでの規定に基づき、火災により生じた煙又はガスの高さに基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を次のように定める。

令和三年五月二十八日

火災により生じた煙又はガスの高さに基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める

件 建築基準法施行令（以下「令」という。）第一百二十八条の六第三項第二号に規定する方法を用いる場合における同項第一号イに規定する当該居室に存する者（当該居室を通らなければ避難することができる者を含む。以下「在室者」という。）の全てが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難を終了するまでに要する時間（以下「居室避難完了時間」という。）は、次に掲げる時間を合計して計算するものとする。

イ 当該居室の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した火災が発生してから在室者が避難を開始するまでに要する時間（以下「居室避難開始時間」という。）（単位 分）

| 当該居室の種類 | 居室避難開始時間 |
|--|--|
| 当該居室を通らなければ避難することができない場合又は当該居室を通らなければ避難することができる部分がない場合 | $t_{start(room)} = \min \left(5 \times 10^{-3} L_{wall(room)}^{6/5}, \frac{2 \times 10^{-3} L_{wall(room)}^{6/5}}{\alpha_{room}^{1/5}} + t_0(room) \right)$ |
| 満該居室への出口（幅が六十センチメートル未満であるものを除く。）を有する場合 | $t_{start(room)} = \min \left(5 \times 10^{-3} L_{wall(room)}^{6/5}, \frac{2 \times 10^{-3} L_{wall(room)}^{6/5}}{\alpha_{room}^{1/5}} + t_0(room) \right) + 3$ |
| その他の場合 | $t_{start(room)} = \alpha_{room}$ の表において、 $t_{start(room)}$ 、 $L_{wall(room)}$ 及び α_{room} は、それぞれ次の数値を表すものとする。 |

当該居室の周長（単位 メートル）

次の式によつて計算した当該居室又は当該居室に隣接する室（当該居室と準耐火構造の壁若しくは準不燃材料で造り、若しくは覆われた壁又は令第百十二条第十二項に規定する十分間防火設備（以下単に「十分間防火設備」という。）で区分されたものを以下同じ。）の火災成長率のうち最大のもの（以下「居室火災成長率」という。）

$$\alpha_{room,i} = \max (1.51 \times 10^{-4} q_i, 0.0125) \times k_{rm}$$

（）の式において、 q_i 及び k_{rm} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

当該居室又は当該居室に隣接する室の火災成長率

ル 当該室の種類に応じ、それぞれ次の表に定める積載可燃物の一平方メートル当たりの発熱量（単位：メガカロリー）

| 当該室の種類 | 積載可燃物の一平方メートル当たりの発熱量 |
|-----------------------------|----------------------|
| 住宅の居室 | 七二〇 |
| 住宅以外の建築物における寝室 | 二四〇 |
| 事務室その他これに類するもの | 五六〇 |
| 会議室その他これに類するもの | 一六〇 |
| 教室 | 四〇〇 |
| 体育館のアリーナその他これに類するもの | 八〇 |
| 博物館又は美術館の展示室その他これらに類するもの | 二四〇 |
| 百貨店又は物品販売業を営む店舗その他これらに類するもの | 九六〇 |
| 飲食店その他の飲食室 | 四八〇 |
| 劇場、映画館、演芸場、集会室 | 二四〇 |
| 飲食店その他飲食室 | 四八〇 |
| 簡易な食堂 | 二四〇 |
| その他の飲食室 | 四〇〇 |
| 客席部分 | 四八〇 |
| 固定席の場合 | 四八〇 |
| 舞台部分 | 二四〇 |
| 車室その他これに類する部 | 二四〇 |
| 廊下、階段その他の通路 | 一六〇 |
| 玄関ホール、ロビーその他これらに類するもの | 一六〇 |
| 劇場、映画館、演芸場、観覧場その他これらに類するもの | 三一 |
| その他 | 八〇 |

| 昇降機その他の建築設備の機械室 | 一六〇 | |
|--|-------------------------------|--|
| 屋上広場又はバルコニー | 八〇 | |
| 倉庫その他の物品の保管の用に供する室 | 一一、〇〇〇 | |
| 診療所(患者の収容施設を有しないものに限る)の診察室又は待合室 | 一一四〇 | |
| 保育所又は幼保連携型認定こども園の用途に供する室 | 一一四〇 | |
| 児童福祉施設等(令第百五十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。)保育所及び幼保連携型認定こども園を除き、通所のみにより利用されるものに限る)の用途に供する室 | 一四〇〇 | |
| k_m 内装燃焼係数(令和三年国土交通省告示第四百七十五号第一号イに規定する内装燃焼係数をいう。以下同じ) | | |
| $t_{room} = \frac{100 - \left(\frac{100}{\alpha_{room}}\right)^{1/2}}{\alpha_{room}}$ | | |
| 次の式によつて計算した当該居室の燃焼拡大補正時間(単位 分) | | |
| 当該居室の燃焼拡大補正時間(単位 分) | | |
| 居室火災成長率 | | |
| 当該居室及び当該居室を通らなければ避難する」とができない建築物の部分(以下「当該居室等」という。)の各部分から当該居室の出口(幅が六十七ノチメートル未満であるものを除き当該居室から当該区画部分以外の部分等(令第百二十八条の六第二項に規定する当該区画部分以外の部分等をいう。以下同じ。)に通ずる主たる廊下その他の通路に通ずる出口に限る。(以下同じ。)を経由して直通階段(避難階又は地上に通ずるものに限る。以下同じ。)当該居室が避難階に存する場合にあつては地上)に至る各経路(避難の用に供するものであつて、当該経路上にある各出口の幅が六十七ノチメートル以上であるものに限る。以下この口において「避難経路」という。)とに、当該居室等の種類及び居室出口滞留時間に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によつて計算した在室者が当該居室等の各部分から当該居室の出口の一に達し、当該出口を通過するために要する時間(以下「居室出口通過時間」といふ。)のうち最大のもの(単位分) | | |
| 当該居室等の種類 | 居室出口滞留時間 | 居室出口通過時間 |
| 準耐火構造の壁若しくは準不燃材料で造り、若しくは覆われた壁等で十分間防火設備で区画されたもの | $t_{room}(room) \leq 3$ のある場合 | $t_{pass(room)} = \max \left(\sum_{U_{room}} l_{room}, t_{crowdroom} \right)$ $t_{pass(room)} > 3$ のある場合 $t_{pass(room)} = \max \left(\sum_{U_{room}} l_{room}, t_{crowdroom} \right) + 3$ |

| | |
|---|---|
| <p>その他のみ</p> <p>$t_{crowd(room)} \leq 1.5\% \text{ の場合}$</p> <p>$t_{postroom,j} = \max \left(\sum_{i=1}^{l_{room}} \frac{l_{room}}{v_{crowd}}, t_{postroom} \right) + 4.5$</p> | <p>$t_{crowd(room)} > 1.5\% \text{ の場合}$</p> <p>$t_{postroom,i} = \max \left(\sum_{i=1}^{l_{room}} \frac{l_{room}}{v_{crowd}}, t_{postroom} \right)$</p> |
| <p>$t_{crowd(room)}, l_{room}$ 及び v_{crowd} は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$t_{crowd(room)}$</p> <p>当該居室等の用途による当該居室の出口の幅の合計に応じ、以下の表に掲げる式によつて計算した居室出口滞留時間 (単位 分)</p> | <p>$t_{crowd(room)}$</p> <p>当該居室等の用途による当該居室の出口の幅の合計</p> <p>居室出口滞留時間</p> |
| <p>児童福祉施設等 (通所のみによるものに限る)</p> <p>$90B_{room} \leq R_{neck(room)}$ の場合</p> <p>$90B_{room} > R_{neck(room)}$ の場合</p> <p>その他の用途 (病院、診療所等が他の用設施があるものに限る)</p> <p>$90B_{room} \leq R_{neck(room)}$ の場合</p> <p>$90B_{room} > R_{neck(room)}$ の場合</p> | <p>$t_{crowd(room)} = \frac{P_{room}}{45B_{room}}$</p> <p>$t_{crowd(room)} = \min \left(P_{room}, \frac{\sum k_{co}A_{co}}{a_t} \right) + \max \left(P_{room} - \sum \frac{k_{co}A_{co}}{a_t}, 0 \right) + 0.5R_{neck(room)}$</p> <p>$t_{crowd(room)} = \frac{P_{room}}{90B_{room}}$</p> <p>$t_{crowd(room)} = \frac{\min \left(P_{room}, \sum \frac{k_{co}A_{co}}{a_t} \right)}{90B_{room}} + \max \left(P_{room} - \sum \frac{k_{co}A_{co}}{a_t}, 0 \right) + R_{neck(room)}$</p> |
| <p>B_{room}</p> <p>$R_{neck(room)}$</p> <p>$t_{crowd(room)}$</p> <p>P_{room}</p> <p>k_{co}</p> <p>A_{co} 及び a_t は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>当該避難経路上にある当該居室の出口の幅の合計 (単位 メートル)</p> | <p>B_{room}</p> <p>$R_{neck(room)}$</p> <p>$t_{crowd(room)}$</p> <p>P_{room}</p> <p>k_{co}</p> <p>A_{co} 及び a_t は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>当該避難経路上にある当該居室の出口の幅の合計 (単位 メートル)</p> |

$$R_{neck(room)} = \min(90D_{d(room)}, R_{d(room)}, R_{s(room)})$$

次の式によつて計算した当該避難経路の流動量（単位 一分につき人）
 この式において、
 $R_{neck(room)}$
 $D_{co(room)}$ 及び
 $R_{d(room)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$$R_{neck(room)} = \text{当該避難経路の流動量 (単位 一分につき人)}$$

当該避難経路上の各廊下（当該居室等に設けられた廊下を除く。以下この口において同じ。）の幅のうち最小のもの（単位 メートル）

次の式によつて計算した当該避難経路上にある各出口（当該居室等に設けられた出口を除く。以下この口において同じ。）の有効流動量のうち最小のもの（単位 一分につき人）

$$R_{d(room),i} = B_{d(room)}N_{d(room)}$$

この式において、
 $R_{d(room),i}$
 $B_{d(room)}$ 及び
 $N_{d(room)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$$R_{d(room),i} = \text{当該避難経路上にある各出口の有効流動量 (単位 一分につき人)}$$

当該出口の幅（単位 メートル）

当該出口の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によつて計算した当該出口の流動係数（単位 一分メートルにつき人）

$$N_{d(room)} = 90$$

当該出口の種類

当該出口の流動係数

| | |
|----------------|--|
| 当該出口の種類 | 当該出口の流動係数 |
| 階段又は居室に設けられた出口 | $N_{d(room)} = 90$ |
| その他の中間 | $\min \left\{ \max \left(150 - \frac{60B_{d(room)}}{D_{d(room)}}, 90 \right), 120 \right\}$ |

この表において、
 $N_{d(room)}$ 、
 $B_{d(room)}$ 及び
 $D_{d(room)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$$N_{d(room)} = \text{当該出口の流動係数 (単位 一分メートルにつき人)}$$

$$B_{d(room)} = \text{当該出口の幅 (単位 メートル)}$$

次の式によつて計算した当該避難経路上の各階段（当該居室等に設けられた階段を除く。以下この口において同じ。）又は直通階段の有効流動量のうち最小のもの（単位 一分につき人）

$$R_{st(room),i} = D_{st(room)}N_{st(room)}$$

この式において、
 $R_{st(room),i}$
 $D_{st(room)}$ 及び
 $N_{st(room)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$$R_{st(room),i} = \text{当該避難経路上の各階段又は直通階段の有効流動量 (単位 一分につき人)}$$

当該階段の幅（単位 メートル）

当該階段の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によつて計算した当該階段の流動係数（単位 一分メートルにつき人）

$$N_{st(room)} = \min \left\{ 72 - 48 \left(1 - \frac{D_{st(room)}}{D_{landing(room)}} \right), 90 - \frac{90}{D_{st(room)}} \right\}$$

当該階段の種類

下り

避難の方向

の場合は

当該階段の幅

の流動係数

| | | | | |
|----------------|--------------------|-------------|--|--|
| 当該階段の種類 | 下り | 避難の方向 | 当該階段の幅 | 当該階段の流動係数 |
| 階段又は居室に設けられた出口 | 下り | 当該階段へ連絡する場合 | $D_{st(room)} / D_{landing(room)}$ である | $N_{st(room)} = \min \left\{ 72 - 48 \left(1 - \frac{D_{st(room)}}{D_{landing(room)}} \right), 90 - \frac{90}{D_{st(room)}} \right\}$ |
| その他の中間 | $D_{st(room)}$ の場合 | あ | | $N_{st(room)} = 72$ |

居室出口滯留時間（單位分）

居室出口滞留時間（単位 分）
 $P_{room} t_{crowd(room)}$

| 建築物の部分の種類 | | 在館者密度 | |
|---|-----------------------------|-------------------|-------|
| 住宅の居室 | 固定ベッドの場合 住宅以外の建築物における寝室 | P _{room} | |
| | | その他の場合 | 除した数値 |
| 教室 | 百貨店又は物品販売業を営む店舗その他これらに類するもの | ○・一五 | ○・二二五 |
| | 売場の部分 | ○・五 | ○・一六 |
| 飲食室 | 売場に附属する通路の部分 | ○・七 | ○・六 |
| | ○・七 | ○・五 | ○・五 |
| 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類する居室内に供する居室 | 固定席の場合 | ○・一五 | ○・一五 |
| | 座席数を床面積で除した数値 | ○・五 | ○・五 |
| 展示室その他これに類するもの | その他の場合 | ○・五 | ○・五 |
| | ○・一六 | ○・一五 | ○・五 |
| 診療所の待合室 | ○・五 | ○・五 | ○・五 |

| 建築物の部分の用途及び種類並びに避難の方向に応じ、それぞれ次の表に定める滞留歩行速度(単位 メートル毎分) v_{crowd} | | | | | | | | | | | |
|---|----|------------|----|--------------|----|------------|----|--------------|----|------------|----|
| 建築物の部分の用途 | | 建築物の部分の種類 | | 建築物の部分の用途 | | 建築物の部分の種類 | | 建築物の部分の用途 | | 建築物の部分の種類 | |
| 施設等の利用に用いるもの | | 施設等の有しないもの | | 施設等の利用に用いるもの | | 施設等の有しないもの | | 施設等の利用に用いるもの | | 施設等の有しないもの | |
| 施設等の利用に用いるもの | | 施設等の有しないもの | | 施設等の利用に用いるもの | | 施設等の有しないもの | | 施設等の利用に用いるもの | | 施設等の有しないもの | |
| その他の部分 | 階段 | その他の部分 | 階段 | その他の部分 | 階段 | その他の部分 | 廊下 | 保育室 | 階段 | その他の部分 | 階段 |
| 一 | 下り | 上り | 一 | 下り | 上り | 一 | 下り | 上り | 一 | 一 | 下り |
| 三九 | 一六 | 一二 | 三〇 | 一二 | 九 | 一五 | 六 | 四・五 | 三〇 | 八 | 一二 |
| 二・五 | 三〇 | 一二 | 九 | 一二 | 九 | 一五 | 六 | 四・五 | 三〇 | 八 | 一二 |

二 令第百二十八条の第六第三項第二号イに規定する同項第一号イの規定によつて計算した居室避難完了時間が経過した時における当該居室において発生した火災により生じた煙又はガス(以下「煙等」という)の高さ(当該居室の基準点(床面の最も高い位置をいう。以下同じ。)から煙等の下端の位置までの高さとする。以下「居室煙層下端高さ」という)は、居室避難完了時間が経過した時における当該居室の煙層上昇温度(以下単に「当該居室の煙層上昇温度」という。)及び居室避難完了時間に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によつて計算するものとする。

| 当該居室の煙層上昇温度 | 居室煙層下端高さ |
|--|--|
| $\Delta T_{r,room} > 180^{\circ}\text{C}$ ある場合 | $Z_{room} = 1.8$ |
| $\Delta T_{r,room} \leq 180^{\circ}\text{C}$ ある場合 | $Z_{room} = 0$ |
| $t_{escape(room)} < t_{pass(room)}$ である場合 | $Z_{room} = \min \left\{ \frac{Q_{r,room}}{0.37Q_{r,room}^{1/2} + 0.015A_{w(room)}}, \Delta T_{room(max)} \right\}$ |
| $t_{escape(room)} \geq t_{pass(room)}$ である場合 | $\Delta T_{r,room} = \Delta T_{room(max)}$ |
| $t_{escape(room)} < t_{pass(room)}$ である場合 | $Z_{room} = \max \left[\left\{ \frac{1.1t_{escape(room)}}{\rho_{room}A_{room}} \right\}^{-3/2} - h_{room}, 0 \right]$ |
| $t_{escape(room)} \geq t_{pass(room)}$ である場合 | $Z_{room} = \max \left[Z_{phase1(room)} - \frac{1}{(H_{room} + h_{room})^{2/3}}, 0 \right]$ |
| $t_{escape(room)} < t_{pass(room)}$ である場合 | A_{room} |
| $t_{escape(room)} \geq t_{pass(room)}$ である場合 | 0 |
| $\Delta T_{r,room}$ 層上昇温度 (単位 度) | $Z_{room} = \max \left[V_{sr,room} - V_{er,room}, 0.01 \right] \times \left(t_{escape(room)} - \frac{5}{3} \right)$ |
| $\Delta T_{r,room}$ 居室避難完了時間 | 当該居室の煙層上昇温度 |
| $t_{escape(room)} \leq t_{m(room)} ^{\circ}$ ある場合 | $\Delta T_{r,room} = \min \left\{ \frac{Q_{r,room}}{0.37Q_{r,room}^{1/2} + 0.015A_{w(room)}}, \Delta T_{room(max)} \right\}$ |
| $t_{escape(room)} > t_{m(room)} ^{\circ}$ ある場合 | $\Delta T_{r,room} = \Delta T_{room(max)}$ |
| $t_{escape(room)} < t_{m(room)}$ ある場合 | $Z_{room} = \max \left[\left\{ \frac{1.1t_{escape(room)}}{\rho_{room}A_{room}} \right\}^{-3/2} - h_{room}, 0 \right]$ |
| $t_{escape(room)} \geq t_{m(room)}$ ある場合 | $Z_{room} = \max \left[Z_{phase1(room)} - \frac{1}{(H_{room} + h_{room})^{2/3}}, 0 \right]$ |
| $t_{escape(room)} < t_{m(room)}$ ある場合 | A_{room} |
| $t_{escape(room)} \geq t_{m(room)}$ ある場合 | 0 |
| $\Delta T_{r,room}$ 表すものとする。 | $Z_{room} = \max \left[V_{sr,room} - V_{er,room}, 0.01 \right] \times \left(t_{escape(room)} - \frac{5}{3} \right)$ |
| $\Delta T_{r,room}$ 表すものとする。 | $Z_{room} = \max \left[\left\{ \frac{1.1t_{escape(room)}}{\rho_{room}A_{room}} \right\}^{-3/2} - h_{room}, 0 \right]$ |
| $\Delta T_{r,room}$ 表すものとする。 | A_{room} |
| $\Delta T_{r,room}$ 表すものとする。 | 0 |
| $t_{escape(room)}$ 前号に規定する居室避難完了時間 (単位 分) | |

| (一) | (二) | (三) | (四) | |
|--|---|--------------------------------------|--|-----------------------------------|
| 当該居室又は当該居室に隣接する室の内装仕上げの種類 | 当該居室又は当該居室に隣接する室の燃焼抑制時間 | $t_{m(rroom), i} = 20$ | | |
| 壁(床面からの高さが一メートル以下の部分を除く)及び天井(天井のない場合)において同一の表に類する部 分を除く。これら部 分(回り縁、窓台等)は、天以 下同じ。 | 壁及び天井の室内に面する部分(上部天井)を除く。この表における部 分(回り縁、窓台等)は、天以上同じ。 | $t_{m(rroom), i} = 10$ | | |
| 壁及び天井の室内に面する部分(上部天井)を除く。この表における部 分(回り縁、窓台等)は、天以上同じ。 | 壁及び天井の室内に面する部分(上部天井)を除く。この表における部 分(回り縁、窓台等)は、天以上同じ。 | $t_{m(rroom), i} = 5$ | $t_{m(rroom), i} = \min \left\{ t_{0(rroom)} + \frac{1}{60} \left(\frac{(18H_{roommin})^{5/2}}{\alpha_{roomi}} \right)^{1/2}, 2 \right\}$ | |
| 前号イに規定する当該居室に隣接する室の燃焼拡大補正時間(単位分) | 前号イに規定する当該居室の燃焼拡大補正時間(単位分) | 前号イに規定する当該居室から天井の最も低い位置までの高さ(単位メートル) | $H_{room(min)}$ 及び $\alpha_{room,i}$ | $t_{0(room), i}$ $t_{m(room), i}$ |

$\Delta T_{r,room}$ 当該居室の煙層上昇温度 (単位 度)

$Q_{r,room}$ 居室避難完了時間に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によつて計算した当該居室における一秒間当たりの発熱量 (単位 キロワット)

$\rho_{r,room} = \frac{353}{\Delta T_{r,room} + 293}$

次の式によつて計算した居室避難完了時間が経過した時における当該居室の煙層密度 (以下単に「当該居室の煙層密度」という。) (単位 一方メートルにつきキログラム)

| 居室避難完了時間 | 当該居室における一秒間当たりの発熱量 |
|---|--|
| $t_{escape(room)} \leq \frac{5}{3} \beta$ である場合 | $Q_{r,room} = 0.01 (60t_{escape(room)})^2$ |

| $t_{escape(room)} > \frac{5}{3} \beta$ である場合 | $Q_{r,room} = \alpha_{room} (60t_{escape(room)} - 60t_{0(room)})^2$ |
|--|---|
|--|---|

この表において、 $t_{escape(room)}$ 、 $Q_{r,room}$ 、 α_{room} 及び $t_{0(room)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

前号に規定する居室避難完了時間 (単位 分)

当該居室における一秒間当たりの発熱量 (単位 キロワット)

前号イに規定する居室火災成長率

前号イに規定する当該居室の燃焼拡大補正時間 (単位 分)

$$Z_{phase1(room)} = \max \left[\left(\frac{26}{\rho_{r,room} A_{room}} + \frac{1}{(H_{room} + h_{room})^{2/3}} \right)^{-3/2} - h_{room}, 0 \right]$$

この式において、 $\rho_{r,room}$ 、 A_{room} 、 H_{room} 及び h_{room} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

当該居室の床面の最も低い位置から基準点までの高さ (単位 メートル)

当該居室の基準点から天井までの高さの平均 (単位 メートル)

当該居室の床面積 (単位 平方メートル)

次式によつて計算した火災発生後百秒間が経過した時における居室煙層下端高さ

(単位 メートル)

$$Z_{phase1(room)} = \max \left[\left(\frac{26}{\rho_{r,room} A_{room}} + \frac{1}{(H_{room} + h_{room})^{2/3}} \right)^{-3/2} - h_{room}, 0 \right]$$

この式において、 $\rho_{r,room}$ 、 A_{room} 、 H_{room} 及び h_{room} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

火災発生後百秒間が経過した時における居室煙層下端高さ (単位 メートル)

当該居室の煙層密度 (単位 一方メートルにつきキログラム)

当該居室の床面積 (単位 平方メートル)

当該居室の基準点から天井までの高さ (単位 メートル)

当該居室の床面の最も低い位置から基準点までの高さ (単位 メートル)

$$Z_{room} = t_{pass(room)} t_{escape(room)}$$

前号に規定する居室避難完了時間 (単位 分)

前号に規定する居室出口通過時間のうち最大のもの (単位 分)

居室煙層下端高さ (単位 メートル)

$V_{s(r,room)}$

$$V_{s(r,room)} = \frac{4.2 \left(\frac{Q_{r,room}}{3} \right)^{1/3} \{(Z_{phase1(room)} + h_{room})^{5/3} + (h_{room} + 1.8)^{5/3}\}}{\rho_{r,room}}$$

次の式によつて計算した当該居室の煙等発生量（単位 立方メートル毎分）

$$V_{s(r,room)} = \frac{V_{s(r,room)}}{Q_{r,room}, Z_{phase1(room)}, h_{room}, \rho_{r,room}}$$

当該居室の煙等発生量（単位 立方メートル毎分）

当該居室における一秒間当たりの発熱量（単位 キロワット）

火災発生後百秒間が経過した時における居室煙層下端高さ（単位 メートル）

当該居室の床面の最も低い位置から基準点までの高さ（単位 メートル）

当該居室の煙層密度（単位 一立方メートルにつきキログラム）

次の式によつて計算した当該居室の有効排煙量（単位 立方メートル毎分）

$$V_{e(r,room)} = \min (1.5 A_{room}^{-0.15}, 0.8) \times \left(\frac{\bar{H}_{s(r,room)} - 1.8}{\bar{H}_{t(r,room)} - 1.8} \right) E_{r,room}$$

この式において、 $V_{e(r,room)}$ 、 A_{room} 、 $\bar{H}_{s(r,room)}$ 、 $\bar{H}_{t(r,room)}$ 及び $E_{r,room}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

当該居室の有効排煙量（単位 立方メートル毎分）

当該居室の床面積（単位 平方メートル）

当該居室の基準点から当該居室に設けられた各有效開口部（壁又は天井に設けられた開口部から他の開口部との距離が三十メートル以内であるもの（以下同様に「他の開口部」といふ）の上端までの高さの平均（単位 メートル）

当該居室の基準点から天井までの高さのうち最大のもの（単位 メートル）

当該居室に設けられた有効開口部の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる式を用いて計算される当該居室に設けられた各有效開口部（壁又は天井に設けられた開口部から他の開口部との距離が三十メートル以内であるもの（以下同様に「他の開口部」といふ）の上端までの高さの平均（単位 メートル）

当該居室に設けられた有効開口部の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる式を用いて計算される当該居室に設けられた各有效開口部（壁又は天井に設けられた開口部から他の開口部との距離が三十メートル以内であるもの（以下同様に「他の開口部」といふ）の上端までの高さの平均（単位 メートル）

| | | 当該居室に設けられた有効開口部の種類 | 当該居室に設けられた有効開口部の排煙量 |
|-----------|-----|--|---|
| (三) | (二) | | |
| その他の有効開口部 | | $\rho_{r,room} = 186 \left(\frac{1.205 - \rho_{r,room}}{\rho_{r,room}} \right)^{1/2} \times \max \left\{ \frac{A_{s(r,room)} \sqrt{h_{s(r,room)}}}{4}, \frac{A_{s(r,room)} \sqrt{H_{c(r,room)} - 1.8}}{\sqrt{1 + \left(\frac{A_{s(r,room)}}{A_{t(r,room)}} \right)^2}} \right\}$ | $E_{r,room} = 186 \left(\frac{1.205 - \rho_{r,room}}{\rho_{r,room}} \right)^{1/2} \times \max \left\{ \frac{A_{s(r,room)} \sqrt{h_{s(r,room)}}}{4}, \frac{A_{s(r,room)} \sqrt{H_{c(r,room)} - 1.8}}{\sqrt{1 + \left(\frac{A_{s(r,room)}}{A_{t(r,room)}} \right)^2}} \right\}$ |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | $E_{r,room} = \min \left\{ \frac{3.7 \times 10^{-4}}{\rho_{r,room} (\Delta T_{r,room} + 293)^2} \frac{w_{room}^{3/5}}{(H_{c(r,room)} - 1.8)} \right\}$ | $V_{e(r,room)} = \frac{V_{s(r,room)}}{Q_{r,room}, Z_{phase1(room)}, h_{room}, \rho_{r,room}}$ |
| | | | |

この表において、 $e_{r,room}$ 、 $\rho_{r,room}$ 、 $A_{s(room)}$ 、 $h_{s(room)}$ 、 $H_{c(room)}$ 、 $A'_{s(room)}$ 、 $A_{a(room)}$ 、 w_{room} 及び $T_{r,room}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$e_{r,room}$ 分) 当該居室に設けられた各有効開口部の排煙量 (単位 立方メートル毎)

当該居室の煙層密度 (単位 一方メートルにつきキログラム)

当該有効開口部の開口面積 (単位 平方メートル)

当該有効開口部の上端と下端の垂直距離 (単位 メートル)

当該居室の基準点から当該有効開口部の中心までの高さ (単位 メートル)

当該有効開口部及び他の有効開口部の開口面積の合計 (単位 平方メートル)

当該居室の煙層上昇速度 (単位 度)

当該有効開口部の排煙機の空気を排出する」とができる能力 (単位 立方メートル毎分)

$A'_{s(room)}$ $H_{c(room)}$ $h_{s(room)}$ $A_{s(room)}$ $\rho_{r,room}$ w_{room} $T_{r,room}$

当該居室に設けられた給気口 (当該有効開口部の開放に伴い開放され又は常時開放状態にある給気口に限る) の開口面積の合計 (単位 平方メートル)

当該有効開口部の排煙機の空気を排出する」とができる能力 (単位 立方メートル毎分)

$\Delta T_{r,room}$

当該居室の煙層上昇温度 (単位 度)

三 令第百二十八条の六第三項第一号口に規定する避難上支障のある高さは、一・八メートルとする。

四 令第二十八条の六第三項第一号に規定する方法を用いる場合における同項第一号ニに規定する。

る区画部分に存する者の全てが当該火災室で火災が発生してから当該区画部分からの避難を終了するまでに要する時間 (以下「区画避難完了時間」という) は、次に掲げる時間を合計して計算するものとする。

イ 当該区画部分 (当該区画部分以外の部分に当該区画部分を通らなければ避難する) とができる

ない建築物の部分がないものに限り、堅穴部分 (令第百十二条第十一項に規定する堅穴部分をいう) に面する場合には、出入口の部分を除き、当該区画部分と当該堅穴部分とが準耐火構造の壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で令第百十二条第十九項第二号に規定する構造であるものであつて、はめじらし戸であるもので区画されているものに限る。以下同じ) の用途に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によつて計算した火災が発生してから区画部分に存する者が避難を開始するまでに要する時間 (以下「区画避難開始時間」という) (単位 分)

| 当該区画部分の用途 | 区画避難開始時間 |
|--|--|
| 共同住宅、ホテルその他これらに類する用途 (病院、診療所及び児童福祉施設等を除く) のものに利用されるものを除く) を除く) | $t_{start(comp)} = \min \left(5 \times 10^{-3} L_{wall(comp)}^{6/5}, \frac{2 \times 10^{-3} L_{wall(comp)}^{6/5}}{\alpha_{comp}^{1/5}} + t_{0(comp)} \right) + 5$ |

その他の用途 (病院、診療所、児童福祉施設等を除く) のものに利用されるものを除く) を除く) の表において、 $t_{start(comp)}$ 、 $L_{wall(comp)}$ 及び $t_{0(comp)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$$t_{start(comp)} = \min \left(5 \times 10^{-3} L_{wall(comp)}^{6/5}, \frac{2 \times 10^{-3} L_{wall(comp)}^{6/5}}{\alpha_{comp}^{1/5}} + t_{0(comp)} \right) + 5$$

当該火災室の周長 (単位 メートル)

区画避難開始時間 (単位 分)

α_{comp} $L_{wall(comp)}$ $t_{start(comp)}$

次の式によつて計算した当該火災室又は当該火災室に隣接する室 (当該火災室と準耐火構造の壁若しくは準不燃材料で造り、若しくは覆われた壁又は十分間防火設備で炎焼されたものを除く) の火災成長率のうち最大のもの (以下「火災室火災成長率」という)

$$\alpha_{comp,i} = \max \left\{ 5.8 \times 10^{-4} (0.26 q_1^{1/3} - \varphi_{\phi}) q_1^{2/3}, 0.0125 \right\} \times k_m$$

i) の式において、 $\alpha_{comp,i}$ 、 q_1 、 φ_{ϕ} 及び k_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。

当該火災室又は当該火災室に隣接する室の火災成長率

q_1 第一号イに規定する積載可燃物の一平方メートル当たりの発熱量 (単位 一千平方メートルにつきメガジュール)

φ_{ϕ} 燃焼表面積低減率 (令和三年国土交通省告示第四百七十五号第四号イに規定する燃焼表面積低減率をいう)

k_m 内装燃焼係数

次の式によつて計算した当該火災室の燃焼拡大補正時間 (単位 分)

$$t_{0(comp)} = \frac{100 - \left(\frac{100}{\alpha_{comp}} \right)^{1/2}}{60}$$

i) の式において、 $t_{0(comp)}$ 及び α_{comp} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

当該火災室の燃焼拡大補正時間 (単位 分)

火災室火災成長率

□ 当該区画部分の各室の各部分から、当該区画部分から当該区画部分以外の部分等への出口（幅が六十七センチメートル未満であるものを除き、当該区画部分から直通階段（当該区画部分が避難階に存する場合にあっては地上）に通ずる主たる廊下その他の通路に通ずる出口に限る。以下同じ。）を経由して直通階段（当該区画部分が避難階に存する場合にあっては地上）に至る各経路（避難の用に供するものであつて当該経路上にある各出口の幅が六十センチメートル以上であるものに限り、当該室が当該火災室又は当該火災室（居室であるものに限る。）を通らなければ避難することができない部分である場合にあっては、当該火災室を経由するものを除く。以下この口において「避難経路」という。）とし、区画出口滞留時間に応じ、それぞ次の表に掲げる式によつて計算した区画部分に存する者が当該区画部分の各室の各部分から当該区画部分から当該区画部分以外の部分等への出口の一に達し、当該出口を通過するため必要とする時間（以下「区画出口通過時間」という。）のうち最大のもの（単位 分）

| 区画出口滞留時間 | 区画出口通過時間 |
|--------------------------------|---|
| $t_{crowd(comp)} \leq 3$ である場合 | $t_{pass(comp), i} = \max \left(\sum \frac{l_{comp}}{v_{crowd}}, t_{crowd(comp)} \right)$ |
| $t_{crowd(comp)} > 3$ である場合 | $t_{pass(comp), i} = \max \left(\sum \frac{l_{comp}}{v_{crowd}}, t_{crowd(comp)} \right) + 3 \times \max (1, N - 2)$ |

この表において、 $t_{crowd(comp)}$ 、 $t_{pass(comp), i}$ 、 l_{comp} 、 v_{crowd} 及び N は、それぞれ次の数値を表すものとする。

当該区画部分の用途及び当該避難経路上にある当該区画部分から当該区画部分以外の部分等への出口の幅の合計に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によつて計算した区画出口滞留時間（単位 分）

| 当該区画部分の用途 | 当該区画部分の用途 | 当該区画部分の用途 |
|---|--|---|
| 児童福祉施設等（通所のみによる利用されるものに限る。） | 児童福祉施設等（通所のみによる利用されるものに限る。） | 児童福祉施設等（病院、診療所（患者の収容）、及び設置が診童福祉施設等を除く。） |
| $90B_{comp} \leq R_{neck(comp)}$ である場合 | $90B_{comp} > R_{neck(comp)}$ である場合 | $90B_{comp} \leq R_{neck(comp)}$ である場合 |
| $t_{crowd(comp)} = \frac{P_{comp}}{45B_{comp}}$ | $t_{crowd(comp)} = \frac{P_{comp}}{0.5R_{neck(comp)}}$ | $t_{crowd(comp)} = \frac{P_{comp}}{90B_{comp}}$ |
| $N_{d(comp)}$ | $B_{d(comp)}$ | $B_{d(comp)}$ |
| 当該出口の種類 | 当該出口の幅（単位 メートル） | 当該出口の幅（単位 メートル） |
| 階段又は居室に設けられた出口に | | |

この表において、 B_{comp} 、 $R_{neck(comp)}$ 及び P_{comp} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

B_{comp} 当該避難経路上にある当該区画部分から当該区画部分以外の部分等への出口の幅の合計（単位 メートル）

$R_{neck(comp)} = \min (90D_{sc(comp)}, R_{sc(comp)}, R_{sf(comp)})$

この式において、 $R_{neck(comp)}$ 、 $D_{sc(comp)}$ 、 $R_{sc(comp)}$ 及び $R_{sf(comp)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

当該避難経路の流動量（単位 一分につき人）

当該避難経路上の各廊下（当該区画部分に設けられた廊下を除く。以下この口において同じ。）の幅のうち最小のもの（単位 メートル）

次の式によつて計算した当該避難経路上にある各出口（当該区画部分に設けられた出口を除く。以下この口において同じ。）の有効流動量のうち最小のもの（単位 一分につき人）

$$R_{d(comp), i} = B_{d(comp)} N_{d(comp)}$$

この式において、 $R_{d(comp)}$ 、 $B_{d(comp)}$ 及び $N_{d(comp)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

当該出口の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によつて計算した当該出口の流動係数（単位 一分メートルにつき人）

| 当該出口の種類 | 当該出口の流動係数 |
|-----------------|--------------------|
| 階段又は居室に設けられた出口に | $N_{d(comp)} = 90$ |

| | | |
|--|---|---|
| <p>その他の出口</p> $\left\{ \max \left(150 - \frac{60B_{st(comp)}}{D_{st(comp)}}, 90 \right), 120 \right\}$ | <p>$N_{st(comp)} = \min \left\{ 60 - 36 \left(1 - \frac{D_{landing(comp)}}{D_{st(comp)}} \right), 90 \frac{D_{st(comp)}}{D_{landing(comp)}} \right\}$</p> <p>この表において、$N_{st(comp)}$及び$D_{st(comp)}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。 当該出口の流動係数 (単位 一分メートルに つき人)</p> | <p>$N_{st(comp)} = 72$</p> |
| <p>当該出口の幅 (単位 メートル)</p> | <p>$B_{st(comp)}$</p> <p>当該避難経路上の各廊下の幅のうち最小のも の (単位 メートル)</p> | <p>$D_{st(comp)} N_{st(comp)}$</p> <p>当該避難経路上の各廊下の幅 (単位 メートル)</p> |
| <p>$R_{st(comp)}$</p> <p>次の式によって計算した当該避難経路上の各階段 (当該区画部 分に設けられた階段を除く。以下「」の口において同じ) 又は直通 階段の有効流動量のうち最小のもの (単位 一分につき人)</p> | <p>$R_{st(comp), i} = D_{st(comp)} N_{st(comp), i}$</p> <p>この式において、 $R_{st(comp), i}$、 $D_{st(comp)}$及び $N_{st(comp), i}$は、それぞれ次の数値を表すも のとする。</p> | <p>$R_{st(comp), i}$</p> <p>当該避難経路上の各階段又は直通階段の有効流動量 (单 位 一分につき人)</p> |
| <p>当該階段の幅 (単位 メートル)</p> | <p>$D_{st(comp), i}$</p> <p>当該階段の幅 (単位 メートル)</p> | <p>$N_{st(comp), i}$</p> <p>当該階段の種類、避難の方向及び当該階段の幅に応じ、 それぞれ次の表に掲げる式によって計算した当該階段の流 動係数 (単位 一分メートルにつき人)</p> |

| <p>$D_{landing(comp)}$</p> <p>この表において、 $D_{landing(comp)}$、 $D_{st(comp)}$及びNは、それぞれ次の 数値を表すものとする。 当該階段の幅 (単位 メートル)</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">上り</th> <th style="text-align: center;">下り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">$D_{landing(comp)} < D_{st(comp)}$ である場合</td> <td style="text-align: center;">$D_{landing(comp)} > D_{st(comp)}$ である場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">$N_{st(comp)} = \min \left\{ 60 - 36 \left(1 - \frac{D_{st(comp)}}{D_{landing(comp)}} \right), 90 \frac{D_{st(comp)}}{D_{landing(comp)}} \times 0.5_{maxN(-2, 0)} \right\}$</td> <td style="text-align: center;">$N_{st(comp)} = \min \left\{ 72 - 48 \left(1 - \frac{D_{st(comp)}}{D_{landing(comp)}} \right), 90 \frac{D_{st(comp)}}{D_{landing(comp)}} \times 0.5_{maxN(-2, 0)} \right\}$</td> </tr> </tbody> </table> | 上り | 下り | $D_{landing(comp)} < D_{st(comp)}$ である場合 | $D_{landing(comp)} > D_{st(comp)}$ である場合 | $N_{st(comp)} = \min \left\{ 60 - 36 \left(1 - \frac{D_{st(comp)}}{D_{landing(comp)}} \right), 90 \frac{D_{st(comp)}}{D_{landing(comp)}} \times 0.5_{maxN(-2, 0)} \right\}$ | $N_{st(comp)} = \min \left\{ 72 - 48 \left(1 - \frac{D_{st(comp)}}{D_{landing(comp)}} \right), 90 \frac{D_{st(comp)}}{D_{landing(comp)}} \times 0.5_{maxN(-2, 0)} \right\}$ | <p>その他の直 通階段</p> <p>段段又たで定第条令防に九法壁はり 以は直区あす第二第第火規号第若覆 外直通画る号十百設定の二しわ若 の通階さも構に九十備する二条はれ の階段れの造規項ニである口第はたく 造規項ニである口第はたく</p> |
|--|--|----|----|--|--|--|--|---|
| 上り | 下り | | | | | | | |
| $D_{landing(comp)} < D_{st(comp)}$ である場合 | $D_{landing(comp)} > D_{st(comp)}$ である場合 | | | | | | | |
| $N_{st(comp)} = \min \left\{ 60 - 36 \left(1 - \frac{D_{st(comp)}}{D_{landing(comp)}} \right), 90 \frac{D_{st(comp)}}{D_{landing(comp)}} \times 0.5_{maxN(-2, 0)} \right\}$ | $N_{st(comp)} = \min \left\{ 72 - 48 \left(1 - \frac{D_{st(comp)}}{D_{landing(comp)}} \right), 90 \frac{D_{st(comp)}}{D_{landing(comp)}} \times 0.5_{maxN(-2, 0)} \right\}$ | | | | | | | |

| | | | | |
|------------------|-------------------|--|-------------------|---|
| N' | v_{crowd} | l_{comp} | $t_{pass(comp)}$ | 当該建築物の階数 |
| 区画出口通過時間 (単位 分) | | | | |
| $B_{load(comp)}$ | $A_{aread(comp)}$ | P_{comp} | $t_{crowd(comp)}$ | 当該階段の幅 (単位 メートル) |
| p | A_{area} | $P_{comp} = \sum p A_{aread(comp)} \times \left(\frac{B_{comp}}{B_{load(comp)}} \right)$ | $t_{crowd(comp)}$ | 当該階段の流動係数 (単位 一分メートルにつき人) |
| ρ | B_{comp} | P_{comp} の式において、 P_{comp} 、 ρ 、 A_{area} 、 B_{comp} 及び $B_{load(comp)}$ は、それぞれ次の数値を表す ものとする。 | | 当該階段の高さ (単位 メートル) |
| ρ | A_{area} | 当該区画部分に存する者のうち当該避難経路上にある当該区画の部分から当該区画部分以外の部分等への出口を通つて避難する者の数 (単位 人) | | 当該階段の位置までの高さとする。は、次のイからハまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める数値とする。 |
| p | $B_{load(comp)}$ | 第一号口に規定する在館者密度 (単位 一人) 一平方メートルにつき 当該区画部分の各部分の床面積 (単位 平方メートル) | | イ 当該火災室に面する部分 (当該火災室 (居室であるものに限る。) を通らなければ避難する) とができない部分及びハに掲げる部分を除く。以下「火災室隣接部分」という。) 区画避難完了時間、区画避難完了時間が経過した時における当該火災室隣接部分の煙層上昇温度 (以下単に「火災室隣接部分の煙層上昇温度」という。) 及び当該火災室における漏煙開始時間に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によつて計算した数値 (以下「火災室隣接部分の煙層下端高さ」という。) (単位 メートル) |
| A_{area} | B_{comp} | 当該区画部分から当該区画部分以外の部分等への出口の幅の合計 (単位 メートル) | | 五 令第百二十八条の六第三項第二号ハに規定する同項第一号ニの規定によつて計算した区画避難完了時間が経過した時における当該火災室において発生した火災により生じた煙等の当該区画部分の各居室 (当該火災室を除く。以下この号において同じ。) 及び当該居室から当該区画部分以外の部分等に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分における高さ (当該室の基準点から煙等の下端の位置までの高さとする。) は、次のイからハまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める数値とする。 |
| $B_{load(comp)}$ | | 当該区画部分から当該区画部分以外の部分等への出口の一に至る歩行距離 (単位 メートル) | | イ 当該火災室に面する部分 (当該火災室 (居室であるものに限る。) を通らなければ避難する) とができない部分及びハに掲げる部分を除く。以下「火災室隣接部分」という。) 区画避難完了時間、区画避難完了時間が経過した時における当該火災室隣接部分の煙層上昇温度 (以下単に「火災室隣接部分の煙層上昇温度」という。) 及び当該火災室における漏煙開始時間に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によつて計算した数値 (以下「火災室隣接部分の煙層下端高さ」という。) (単位 メートル) |
| v_{crowd} | | 第一号口に規定する滞留時歩行速度 (単位 メートル毎分) | | 五 令第百二十八条の六第三項第二号ハに規定する同項第一号ニの規定によつて計算した区画避難完了時間が経過した時における当該火災室において発生した火災により生じた煙等の当該区画部分の各居室 (当該火災室を除く。以下この号において同じ。) 及び当該居室から当該区画部分以外の部分等に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分における高さ (当該室の基準点から煙等の下端の位置までの高さとする。) は、次のイからハまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める数値とする。 |
| N' | | 当該建築物の階数 | | イ 当該火災室に面する部分 (当該火災室 (居室であるものに限る。) を通らなければ避難する) とができない部分及びハに掲げる部分を除く。以下「火災室隣接部分」という。) 区画避難完了時間、区画避難完了時間が経過した時における当該火災室隣接部分の煙層上昇温度 (以下単に「火災室隣接部分の煙層上昇温度」という。) 及び当該火災室における漏煙開始時間に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によつて計算した数値 (以下「火災室隣接部分の煙層下端高さ」という。) (単位 メートル) |

| | | | | |
|--------------------|--------------------|--|--|-------------------|
| Z_{comp} | $t_{escape(comp)}$ | この表において、 $t_{escape(comp)}$ Z_{comp} $\Delta T_{c,comp}$ $t_{pass(comp)}$ t_{droom} H_{comp} $V_{sfc,comp}$ $V_{e(c,comp)}$ $V_{e(c,comp)}$ 及び A_{comp} は、それぞれ次の数値を表すものとする。 | $Z_{comp} = H_{comp}$ | 当該階段の幅 (単位 メートル) |
| $t_{escape(comp)}$ | | 前号に規定する区画避難完了時間 (単位 分) | | 当該階段の高さ (単位 メートル) |
| Z_{comp} | $t_{escape(comp)}$ | | $Z_{comp} = \max \left[H_{comp} - \frac{\max (V_{sfc,comp} - V_{e(c,comp)}, 0,01) \times A_{comp}}{t_{droom}}, 0 \right]$ | 当該階段の位置までの高さとする。 |
| $t_{escape(comp)}$ | | | | 当該階段の位置までの高さとする。 |

△T_{c,room} 区画避難完了時間に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によつて計算した区画避難完了時間が経過した時における当該火災室の煙層上昇温度（以下単に「当該火災室の煙層上昇温度」という）（単位：度）

| | | |
|---|--|--|
| | (一) | |
| しをじ表くす他縁るのじ表く下二の壁 た不 ^レ に。るこ 部室 ^レ に。のメ高 ^レ へ も燃のお以部れ窓分内及お以部 ^レ さ床 の材仕い下分ら台 ^レ にびい下分トが面 料上てこをにそ回面天てこをル一か でげ同の除類のりす并同の除以 ^レ ら | のには当該 種内隣接する 類装仕上る 火災室又 げ室室又 | |

| (二) | (三) | (四) |
|-----------------------------------|-----|-----|
| $t_{m\text{comp},i} = 10$ | | |
| $\alpha_{\text{comp},i}$ | | |
| $H_{\text{comp(min)}}$ | | |
| $t_{0(\text{comp})}$ | | |
| $t_{m(\text{comp}),i}$ | | |
| $t_{in(\text{comp}),i}$ | | |
| 当該火災室又は当該火災室に隣接する室の燃焼抑制時間 (単位 分) | | |
| t_{comp} | | |
| 前号イに規定する当該火災室の燃焼拡大までの高さ (単位 メートル) | | |
| 火災室に隣接する室の火災成長率 | | |
| 前号イに規定する当該火災室又は当該火 | | |

| 当該火災室の煙層上昇温度 (単位 度) | $Q_{c,room}$ | $\Delta T_{c,room}$ |
|---|---|---|
| 区画避難完了時間 | 当該火災室における一秒間 | 当該火災室における一秒間 |
| $t_{escape(comp)} \triangleq \frac{5}{3} \text{ 分} \text{ あ$ | $Q_{c,room} = 0.01 (60t_{escape(comp)})^2$ | 当該火災室における一秒間 当たりの発熱量 |
| る場合 | $t_{escape(comp)} > \frac{5}{3} \text{ 分} \text{ あ$ | $Q_{c,room} = Q_{c,room} (60t_{escape(comp)} - 60t_{0,comp})^2$ |
| この表において、 $Q_{c,room}$ 及び $t_{0,comp}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 | $t_{escape(comp)}$ の場合 | |
| 前号に規定する区画避難完了時間 (単位 分) | $t_{escape(comp)}$ | |
| 前号イに規定する当該火災室火災成長率 | $Q_{c,room}$ | |
| 前号イに規定する当該火災室の燃焼拡大補正時間 (単位 分) | α_{comp} | |
| 当該火災室の壁 (基準点から天井までの高さの平均 (単位 メートル)) | $A_{w(c,room)}$ | H_{room} |
| 当該火災室の壁 (基準点からの高さが天井の高さの二分の一以下の部分を除く) 及び天井の室内に面する部分の表面積 (単位 平方メートル) | m_p | |
| スプリンクラー設備等の一秒間当たりの有効散水量 (令和三年国土交通省告示第四百七十五号第五号) に規定するスプリンクラー設備等の一秒間当たりの有効散水量をいう) (単位 キログラム毎秒) | | |
| 最大煙層上昇温度 (単位 度) | $\Delta T_{room(max)}$ | |

| | | |
|---|---------------------------|--|
| (II) | (→) | 当該火災室に設けられた限界煙層高さ有効開口部（壁又は天井に設けられた開口部の床面からの高さが限界煙層高さ（令和二年国土交通省告示第五百回号）によるもの） |
| 板ト厚に六のれにさ連部がのし排らに部限でルさあ十煙たあれ動分限壁、煙れを界造以がつ度層もる又しに界のか関り上一て以上の給はて排煙床つ、係排煙層の・、の・は昇、気常自煙層面か鉄五、で温當口時動口高か當板ミリ、又はメ厚はメ、二火災開放下高火災適機設場開口 | 当該火災室に設けられた限界煙層高さ有効開口部の種類 | 当該火災室に設けられた限界煙層高さ有効開口部の種類 |

| (三) | $e_{c,room} = 0$ |
|--|---|
| この表において、 $e_{c,room}$ 、 $\rho_{c,room}$ 、 $A_{sc,room}$ 、 $h_{sc,room}$ 、 $H_{sc,room}$ 、 H_{lim} 、 $A'_{sc,room}$ 、 $A_{ac,room}$ 、 $w_{c,room}$ 及び $\Delta T_{c,room}$ は、 それぞれ次の数値を表すものとする。 | その他の限界煙層高さ 有効開口部 |
| 当該火災室に設けられた各限界煙層高さ有効開口部の排煙量（単位 立方メートル毎分） 当該火災室の煙層密度（単位 一立方メートルにつきキログラム） 当該限界煙層高さ有効開口部の開口面積（単位 平方メートル） 当該限界煙層高さ有効開口部の上端と下端の垂直距離（単位 メートル） 心までの高さ（単位 メートル） 限界煙層高さ（単位 メートル） 当該限界煙層高さ有効開口部及び他の限界煙層高さ有効開口部の開口面積の合計（単位 平方メートル） 当該火災室に設けられた給気口（当該限界煙層高さ有効開口部の開放に伴い開放され又は常時開放状態にある給気口に限る）の開口面積の合計（単位 平方メートル） 当該限界煙層高さ有効開口部の排煙機の空気を排出することができる能力（単位 立方メートル毎分） 当該火災室の煙層上昇温度（単位 度） | $e_{c,room}$ が二十五ミリメートル以上以上の口ツクウールで覆ふものに限る。（当該火災室に設けられた風道に直結する自然設備以外の場合は、該火災室に設けられた煙室の排煙口を除く） （当該火災室に設けられた各限界煙層高さ有効開口部の排煙量（単位 立方メートル毎分）） （当該火災室の煙層密度（単位 一立方メートルにつきキログラム）） （当該限界煙層高さ有効開口部の開口面積（単位 平方メートル）） （当該限界煙層高さ有効開口部の上端と下端の垂直距離（単位 メートル）） （心までの高さ（単位 メートル）） （限界煙層高さ（単位 メートル）） （当該限界煙層高さ有効開口部及び他の限界煙層高さ有効開口部の開口面積の合計（単位 平方メートル）） （当該火災室に設けられた給気口（当該限界煙層高さ有効開口部の開放に伴い開放され又は常時開放状態にある給気口に限る）の開口面積の合計（単位 平方メートル）） （当該限界煙層高さ有効開口部の排煙機の空気を排出することができる能力（単位 立方メートル毎分）） （当該火災室の煙層上昇温度（単位 度）） |

| | | | |
|----------------------|--------------|--|---|
| $\Delta T_{c,comp}$ | $w_{c,comp}$ | $A_{a(c,comp)}$ | $A'_{s(c,comp)}$ |
| 火災室隣接部分の煙層上昇温度（単位 度） | 位 立方メートル毎分 | 当該火災室隣接部分に設けられた給気口（当該有効開口部の開放 に伴い開放され又は常時開放状態にある給気口に限る。）の開口面積 の合計（単位 平方メートル） | 当該有効開口部及び他の有効開口部の開口面積の合計（単位 平 方メートル） |
| 火災室隣接部分の煙層上昇温度（単位 度） | 立方メートル毎分 | 当該有効開口部の排煙機の空気を排出することができる能力（单 位 立方メートル毎分） | 当該有効開口部及び他の有効開口部の開口面積の合計（単位 平 方メートル） |

附
則

この告示は、公布の日から施行する。

2 区画部分からの避難に要する時間に基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件

さ（単位 メートル）

当該有效開口部の開口面積（単位：平方メートル）

当該有効開口部の上端と下端の垂直距離（単位 メートル）

火災室隣接部分の煙層密度（単位）

立方メートル毎分) 〔首位〕
当該少少雪崩持音分に記載された各有效開口音の持重量

の表において、
 $e_{c,comp}$
 $\rho_{c,comp}$
 の数値を表すものとする。 $A_{sc,comp}$,
 $h_{sc,comp}$,
 $H_{sc,comp}$,
 $A'_{sc,comp}$,
 $A_{dc,comp}$,
 $w_{c,comp}$ 及び
 ΔT_{comp} は、それぞれ

— 2 —

その他の有効開口部

(H_{c6,comp}) - 1.8 W_{c6,comp}

$$\frac{3.7 \times 10^{-4}}{\rho_{c,comp} (\Delta T_{c,comp} + 293)^2}$$

$$C_{c,comp} = \min \left\{ w_{c,comp}, \frac{\alpha}{\beta} \right\}$$

場合を除く。)

ル以下の部分には拡煙口の開放が常時行われる。該給火器は、

煙関係規定に適合し、かかる火災室隣接部分の高さが、 $\frac{1}{2}$ 倍以上であることを、

$$e_{c,comp} = 186 \left(\frac{1.205 - \rho_{c,comp}}{\rho_{c,comp}} \right)^{1/2} \times$$

各有效開口部の排煙量

当該火災室隣接部分ニ設けらる

定の傍線を付した部分のように改める。

令和二年国土交通省告示第五百号)の一部を次のようく改正する。

2
区画部分からの避難に要する時間に基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件
(令和二年国土交通省告示第二百九十九号)の一部を次のよう改訂する。

改正後

一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十八条の六第三項第一号に規定する方法を用いる場合における同号イに規定する当該居室に存する者（当該居室を通らなければ避難することができない者を含む。以下「在室者」という。）の全てが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難を終了するまでに要する時間は、次に掲げる時間を合計して計算するものとする。

イ・ロ （略）

ハ 次の式によつて計算した在室者が当該居室の出口を通過するために要する時間（以下「居室出口通過時間」という。）（単位 分）

$$t_{queue(room)} = \frac{\sum p A_{area}}{\sum N_{eff(room)} B_{eff(room)}}$$

この式において、
 p 、
 A_{area} 及び
 $B_{eff(room)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

居室出口通過時間（単位 分）

$t_{queue(room)}$ 在館者密度（令和二年国土交通省告示第五百十号第一号ハに規定するものをいう。以下同じ。）（単位 一分メートルにつき人）

当該居室等の各部分の床面積（単位 平方メートル）

$N_{eff(room)}$ 当該居室の各出口に面する部分（以下「居室避難経路等の部分」という。）の収容可能人数に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によつて計算した当該居室の各出口の有効流動係数（単位 一分メートルにつき人）

| その他の場合 | 地上への出口を有する場合 | 当該居室の各出口の幅 | 当該居室の種類 | 当該居室の各出口の収容可能人数 | 当該居室の各出口の有効流動係数 |
|------------------|--------------|----------------------|---------|-----------------|-----------------|
| 六十センチメートル未満である場合 | — | $N_{eff(room)} = 0$ | | | |
| その他の場合 | 地上への出口を有する場合 | $N_{eff(room)} = 90$ | | | |

改正前

一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十八条の六第三項第一号に規定する方法を用いる場合における同号イに規定する当該居室に存する者（当該居室を通らなければ避難することができない者を含む。以下「在室者」という。）の全てが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難を終了するまでに要する時間は、次に掲げる時間を合計して計算するものとする。

イ・ロ （略）

ハ 次の式によつて計算した在室者が当該居室の出口を通過するために要する時間（以下「居室出口通過時間」という。）（単位 分）

$$t_{queue(room)} = \frac{\sum p A_{area}}{\sum N_{eff(room)} B_{eff(room)}}$$

この式において、
 p 、
 A_{area} 及び
 $B_{eff(room)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

居室出口通過時間（単位 分）

$t_{queue(room)}$ 在館者密度（令和二年国土交通省告示第五百十号第一号ハに規定するものをいう。以下同じ。）（単位 一分メートルにつき人）

当該居室等の各部分の床面積（単位 平方メートル）

$N_{eff(room)}$ 当該居室の各出口に面する部分（以下「居室避難経路等の部分」という。）の収容可能人数に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によつて計算した当該居室の各出口の有効流動係数（単位 一分メートルにつき人）

| その他の場合 | 地上への出口を有する場合 | 当該居室の各出口の幅 | 当該居室の種類 | 当該居室の各出口の収容可能人数 | 当該居室の各出口の有効流動係数 |
|------------------|--------------|----------------------|---------|-----------------|-----------------|
| 六十センチメートル未満である場合 | — | $N_{eff(room)} = 0$ | | | |
| その他の場合 | 地上への出口を有する場合 | $N_{eff(room)} = 90$ | | | |

| その他の場合 | $\sum_{A_{eff(room)}} \geq \sum_p p A_{load(room)}$ | $N_{eff(room)} = 90$ |
|--|---|---|
| である場合 | $\sum_{A_{co}} < \sum_p p A_{load(room)}$ | $\left(\frac{80B_{neck(room)}}{B_{room} \sum p A_{load(room)}} \right)$ |
| である場合 | $\sum_{A_{co}} \leq \sum_{a_{n(room)}} \sum_{A_{load(room)}}$ | $\left(\frac{80(B_{neck(room)} + B_{room})}{B_{room} \sum p A_{load(room)}} \right)$ |
| 表すものとする。 | $N_{eff(room)} = max$ | |
| この表において、 A_{co} $a_{n(room)}$ p 、 $A_{load(room)}$ $B_{neck(room)}$ B_{room} 及び $B_{load(room)}$ は、それぞれ次の数値を | | |
| 当該居室の各出口の有効流動係数 (単位 一分メートルにつき人) | | |
| A_{co} $N_{eff(room)}$ | | |
| 当該居室避難経路等の部分の各部分 (当該部分が階段室である場合にあつては、当該居室の存する階からその直下階 (当該居室の存する階が地階である場合にあつては、その直上階) までの階段室に限る) の床面積 (単位 平方メートル) | | |
| 令和二年国土交通省告示第五百十号第一号ハに規定する必要滞留面積 (単位 一人につき平方メートル) | | |
| p 在館者密度 (単位 一平方メートルにつき人) | | |
| $A_{load(room)}$ 当該居室避難経路等の部分を通らなければ避難する」とができない建築物の各部分 (当該居室の存する階にあるものに限る) の床面積 (単位 平方メートル) | | |
| $B_{neck(room)}$ 当該出口の幅又は当該出口の通ずる当該居室避難経路等の部分の出口 (当該区画部分以外の部分等に通ずるものに限る) の幅のうち最小のもの (単位 メートル) | | |
| B_{room} 当該出口の幅 (単位 メートル) | | |
| $B_{load(room)}$ 当該出口の通ずる当該居室避難経路等の部分を通らなければ避難する」とができない建築物の部分 (当該居室の存する階にあるものに限る) の当該出口の通ずる当該居室避難経路等の部分に面する出口の幅の合計 (単位 メートル) | | |

$B_{\text{eff(room)}}$

当該居室の各出口の幅及び火災が発生してから在室者が当該居室の出口の一に達するまでに要する時間に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によつて計算した当該居室の各出口の有効出口幅(単位 メートル)

| 当該居室の各出口の幅 | 当該居室の各出口の有効出口幅 |
|-------------------------------|---|
| 当該居室の各出口 | 火災が発生してから在室者が当該居室の出口の一に達するまでに要する時間 |
| 当該出口の幅が当該居室の出口の幅のうち最大のものである場合 | $t_{\text{reach(room)}} \leq \frac{0.14}{\sqrt{\alpha_f + \alpha_m}}$ $B_{\text{eff(room)}} = B_{\text{room}}$ |
| 当該出口の幅が当該居室の出口の幅のうち最大のものである場合 | $t_{\text{reach(room)}} > \frac{0.14}{\sqrt{\alpha_f + \alpha_m}}$ $B_{\text{eff(room)}} = \max(B_{\text{room}} - 7.2 \sqrt{\alpha_f + \alpha_m} t_{\text{reach(room)}} + 1.0, 0)$ |

| 当該居室の各出口の幅 | 当該居室の各出口の有効出口幅 |
|-------------------------------|---|
| 当該居室の各出口 | 火災が発生してから在室者が当該居室の出口の一に達するまでに要する時間 |
| 当該出口の幅が当該居室の出口の幅のうち最大のものである場合 | $t_{\text{reach(room)}} \leq \frac{0.14}{\sqrt{\alpha_f + \alpha_m}}$ $B_{\text{eff(room)}} = B_{\text{room}}$ |
| 当該出口の幅が当該居室の出口の幅のうち最大のものである場合 | $t_{\text{reach(room)}} > \frac{0.14}{\sqrt{\alpha_f + \alpha_m}}$ $B_{\text{eff(room)}} = \max(B_{\text{room}} - 7.2 \sqrt{\alpha_f + \alpha_m} t_{\text{reach(room)}} + 1.0, 0)$ |

| 当該居室の各出口 | 火災が発生してから在室者が当該居室の出口の一に達するまでに要する時間 |
|--------------------------|---|
| $t_{\text{reach(room)}}$ | $t_{\text{reach(room)}} = t_{\text{start(room)}} + t_{\text{travel(room)}}$ |
| $t_{\text{reach(room)}}$ | $t_{\text{reach(room)}} = t_{\text{start(room)}} + t_{\text{travel(room)}}$ |
| $t_{\text{reach(room)}}$ | $t_{\text{reach(room)}} = t_{\text{start(room)}} + t_{\text{travel(room)}}$ |

| 当該居室の各出口の幅 | 当該居室の各出口の有効出口幅 |
|--------------------------|---|
| 当該居室の各出口 | 火災が発生してから在室者が当該居室の出口の一に達するまでに要する時間 |
| $t_{\text{reach(room)}}$ | $t_{\text{reach(room)}} = t_{\text{start(room)}} + t_{\text{travel(room)}}$ |
| $t_{\text{reach(room)}}$ | $t_{\text{reach(room)}} = t_{\text{start(room)}} + t_{\text{travel(room)}}$ |

二
四

(略)

α_f 積載可燃物の火災成長率（令和二年国土交通省告示第五百十号第一号ハに規定するものをいう。以下同じ。）
 α_m 内装材料の火災成長率（令和二年国土交通省告示第五百十号第一号ハに規定するものをいう。以下同じ。）
 B_{room} $B_{eff(room)}$ 当該居室の各出口の有効出口幅（単位 メートル）
当該出口の幅（単位 メートル）

二
四

(略)

α_f 積載可燃物の火災成長率（令和二年国土交通省告示第五百十号第一号ハに規定するものをいう。以下同じ。）
 α_m 内装材料の火災成長率（令和二年国土交通省告示第五百十号第一号ハに規定するものをいう。以下同じ。）
 B_{room} $B_{eff(room)}$ 当該居室の各出口の有効出口幅（単位 メートル）
当該出口の幅（単位 メートル）